

○探偵業の業務に係る事務の取扱いに関する訓令

(平成20年 6 月27日静岡県警察本部訓令第36号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程（平成19年県公委規程第9号。以下「様式規程」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務開始の届出)

第2条 署長は、法第4条第1項の規定により、探偵業開始届出書（府令別記様式第1号。以下「開始届出書」という。）の提出を受けた場合は、開始届出書及び添付書類（法第4条第1項の内閣府令で定める書類をいう。）について、所定の事項を確認して受理するものとする。

2 署長は、前項の規定により開始届出書を受理した場合は、県本部生活保安課長（以下「主管課長」という。）に連絡して受付番号を確認するとともに、開始届出書の受理番号を付し、届出者に対して当該受理番号を口頭で通知するものとする。

3 主管課長は、受付番号を一括して管理するとともに、受付番号を付与したときは、探偵業者営業所受付簿（様式第1号）に必要事項を記載するものとする。

4 署長は、第2項の規定により開始届出書の受理番号を付した場合は、探偵業者営業所台帳（様式第2号。以下「営業所台帳」という。）に所定の事項を記載し、欠格事由の調査を行うものとする。

(業務の廃止又は変更の届出)

第3条 署長は、法第4条第2項の規定により、探偵業廃止届出書（府令別記様式第2号。以下「廃止届出書」という。）又は探偵業変更届出書（府令別記様式第3号。以下「変更届出書」という。）の提出を受けた場合は、廃止届出書又は変更届出書及び添付書類（法第4条第2項の内閣府令で定める書類をいう。）について、所定の事項を確認して受理するものとする。

2 署長は、前項の規定により廃止届出書を受理した場合は、探偵業者営業所台帳補助用紙（様式第3号。以下「営業所台帳補助用紙」という。）に必要事項を記載するものとする。この場合において、当該廃止届出書に係る営業所の営業所台帳及び営業所台帳補助用紙を別に設ける廃業者専用の台帳に編てつ替えするものとする。

3 署長は、第1項の規定により変更届出書を受理した場合は、営業所台帳及び営業所台帳補助用紙に必要事項を記載し、必要に応じて欠格事由の調査を行うものとする。

4 署長は、前項に規定する場合において、変更届出書の内容が営業所の移転に係るものであって、当該移転が静岡県内の他の署の管内への移転であるときは、移転先を管

轄する署の長に対し、当該営業所に係る営業所台帳、営業所台帳補助用紙及び関係書類を送付するものとする。

(手続経過の管理)

第4条 署長は、開始届出書、廃止届出書又は変更届出書（以下「届出書等」という。）を受理した場合は、探偵業審査票（様式第4号）により審査するものとする。

2 署長は、提出を受けた届出書等の取扱いについて、探偵業取扱経過票（様式第5号）を作成して当該届出書等に係る意思決定及び事務処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合において、当該事務処理の経過を生活安全許可等事務管理システムに登録して管理するものとする。

(届出書等の写しの送付)

第5条 署長は、届出書等を受理した場合は、提出を受けた書類一切の写しを作成し、主管課長に送付するものとする。この場合において、開始届出書及び変更届出書の送付にあつては欠格事由の調査の結果を記した書面（当該調査を行った場合に限る。）の写しを併せて送付するものとする。

(報告又は資料の提出)

第6条 主管課長又は署長（以下「所属長」という。）は、法第13条第1項の規定により報告又は資料の提出を要求する場合は、資料等提出要求書（様式規程様式第1号）により実施するものとする。

(立入検査の実施)

第7条 所属長は、法第13条第1項に規定する立入検査を実施するものとする。この場合において、当該立入検査を実施する職員（以下「立入検査員」という。）は、身分証明書（様式規程様式第2号）を携行し、関係者に提示しなければならない。

2 立入検査員は、次に掲げる職員のうちから県本部にあつては主管課長が、署にあつては署長が指定する者とする。

(1) 県本部

ア 生活保安課の職員

イ 特に必要があると認める職員

(2) 署

ア 生活安全課（係）の職員

イ 特に必要があると認める職員

3 立入検査の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期 立入検査実施計画に基づき実施する。

(2) 臨時 次に掲げるいずれかの事由に該当する場合に実施する。

ア 新たに探偵業を開始したとき。

イ 立入検査において、法令違反等が発見されたものについて、その後の状況を確認するとき。

ウ その他所属長が必要と認めるとき。

4 立入検査は、営業の実態を直接確認するとともに、探偵業者立入検査票（様式第6号）の検査事項に基づいて実施するものとする。

5 立入検査員は、立入検査を実施した場合には、その都度、探偵業者立入検査票により県本部にあっては主管課長に、署にあっては署長に報告するものとする。

（行政処分）

第8条 署長は、法第14条の規定による指示又は法第15条の規定による営業の停止若しくは廃止の命令（以下「行政処分」という。）を行う必要があると認めるときは、行政処分上申書（様式第7号）により、当該行政処分の理由を記した書面及び疎明資料を添えて主管課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

2 主管課長は、前項の規定による上申により行政処分が行われる場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づく聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続をとるものとする。

3 主管課長は、第1項の上申に対する行政処分の決定が行われた場合には、当該行政処分を受ける探偵業者の営業所の所在地を管轄する署の長に対し、探偵業者に対する行政処分について（様式第8号）に、指示書（様式規程様式第3号）、営業停止命令書（様式規程様式第4号）又は営業廃止命令書（様式規程様式第5号）（以下「通知書」という。）を添えて通知するものとする。

4 署長は、前項の規定による通知を受けたときは、前項の探偵業者に対し速やかに通知書を交付するものとする。

（細部規程）

第9条 この訓令に定めるもののほか、事務の取扱いに関する具体的な要領等については別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年6月27日から施行する。

附 則(平成21年3月30日県本部訓令第24号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月16日県本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年2月16日から施行する。

附 則(平成23年3月14日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成24年 6 月25日県本部訓令第21号)

この訓令は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成27年 3 月13日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の別表 1 の701及び703の項の改正規定は、平成27年 3 月16日から施行する。

附 則(平成30年 1 月 4 日県本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成30年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成30年11月20日県本部訓令第17号)

この訓令は、平成30年11月20日から施行する。

附 則(令和元年 6 月25日県本部訓令第 2 号)

- 1 この訓令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの訓令の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和元年12月20日県本部訓令第12号)

この訓令は、令和元年12月20日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月29日県本部訓令第10号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 1 月23日県本部訓令第 2 号)

この訓令は、令和 7 年 1 月23日から施行する。